

写

新労発基 0707 第 3 号
令和 5 年 7 月 7 日

新潟地方最低賃金審議会長

長 谷 川 雪 子 殿

新潟労働局長 西 岡 邦 昭



新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 2 条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和 5 5 年新潟労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。